



地方活性化に向けた私立大学の役割

— わが国の永続的发展のために —

平成28（2016）年3月

日本私立大学団体連合会
高等教育改革委員会
地方活性化（地域共創）問題に関する小委員会

目 次

総論	1
I. 地方活性化における私立大学の役割	2
II. 私立大学が取り組む具体的展開策	3
III. 地方活性化に向けた国・地方自治体等に対する具体的提言	5
本書の骨子	8
資料編	9
委員名簿	13

地方活性化に向けた私立大学の役割

— わが国の永続的発展のために —

総論

- 今後50年にわたる大幅な人口減少社会の到来が予測されるなか、資源の乏しいわが国が将来にわたって永続的な発展を実現するためには、人材の育成、すなわち教育が最も重要であることは論を俟たない。

わけても、急速な社会経済の変化や科学技術イノベーションの進展等により、知識や技術の継続的な革新が必須となる21世紀においては、高等教育による不断の人材育成がその成否のカギを握っているといえる。

- 私立大学は、わが国の学部学生の約8割が学ぶ場であり、大学数の約8割を占め、その約6割が地方に立地している。したがって、地域の特性に基づいた多様な価値の追求によって地域を牽引するリーダー及び中間層の育成は、私立大学が果たしている重い役割と公的責任のなかでも重要なものとなっている。

地域社会における人材の育成や高等教育の機会確保などを通して、私立大学には、地方創生政策がめざす地域振興を推進する責務がある。

- 私立大学は、地方自治体との連携を中心としながら、コンソーシアムの結成などを含む地域内の大学間連携、地域間の広域的連携、高大連携、地域経済界・地方自治体との連携、学生間交流などを図りつつ、地方創生及び再生・活性化、ひいては、わが国の再生・発展のため可能な限りの取り組みを推進していく。

I. 地方活性化における私立大学の役割

全国各地に展開する私立大学は、それぞれの建学の精神に基づき、地域の発展や活性化等に貢献し、時代の変化や社会のニーズを踏まえた個性・特色ある教育研究の実践を通じて、多様かつ重層的な人材を多数輩出してきた。具体的には、地方における若者の高等教育への機会均等、地域社会の人材育成、地方自治体・地元企業等との協働による地域産業の活性化、地域文化の維持・発展、そして地域住民への生涯学習の機会提供など、地域の振興と住民生活の質向上において、大きな役割を果たしている。

1. 人材の多様性の確保

今後、わが国が持続的に発展するためには、社会全体において多様な人材の育成と確保が肝要であるが、それぞれの地域においても、地域社会の活力となる若年層が地域に留まり、地域固有の文化・自然環境の中で成長し、地域社会のニーズに対応し得る人材が各地で多様に確保されることが、わが国の調和ある発展をもたらすと同時に、地域社会を振興・活性化する上で不可欠である。

私立大学が実践している教育研究活動は、各大学の建学の精神に応じて多様であるだけでなく、各地域を支える高等教育機関としての役割も多様であり、そこで育成される人材の多様性は、私立大学の社会的な役割を示すものとして極めて重要である。

2. 大都市と地方の人材循環の推進

都市部に位置する大規模な私立大学への進学が、地方の若年人口の流出を促す一因となっていることは否定できない。一方、都市部の大規模な私立大学から地元企業や地方自治体などへの就職を通して地元へ還流する人材が存在し、それぞれの地域において重要な役割を果たしてきたことも事実である。今後は、地方出身者の地元への還流のみならず、大都市圏出身者の地方への就職など、若年人材の地方への移動を積極的に促進していく。

3. グローバルにもローカルにも活躍できる人材の育成

グローバル化への対応が求められているのは、大都市や大企業だけではなく、地球規模で通用する特色ある事業を展開する、地方の企業においても同様である。私立大学に求められている「グローバル人材」とは、世界中のどこでも人びととコミュニケーションをとりながら、多様なローカルの実情に応じた課題解決を推進できる人材であり、このような人材像は、国内の各地方で求められている人材像とも一致する。大学での学びと、その後のグローバルな現場体験で育成された人材が、国内の地域活性化において活躍することも期待されており、今後も私立大学はそのような人材の育成を担っていく。

Ⅱ. 私立大学が取り組む具体的展開策

上記の基本的な考え方を踏まえ、「高等教育機関の中心的存在は私立大学である」という自負に伴う責任において、私立大学は社会の負託に応え、わが国全体の持続的な発展に寄与し、これを推進する責務がある。

地方活性化について私立大学が果たす役割の指針として当連合会がまとめた『私立大学アクションプラン』（平成25年7月）の「地域共創：私立大学は、地域社会を振興・活性化する」（Action4）の目標を継承するとともに、政府の「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」（平成27年6月30日）及び「『次世代の学校・地域』創生プラン（馳プラン）」（平成28年1月25日）等を踏まえ、わが国の永続的発展のために、私立大学が取り組む具体的展開策を以下のように実施する。

1. 地域を支える人材の育成に向けた教育環境の整備

私立大学では、これまでもその教育の質転換と向上に努めてきたが、地方を支える人材やグローバルにも対応できる人材の育成に向け、S T比^{*1}の改善や、大学とフィールドを効果的につなぐコーディネータの配備をはじめとする教育環境の更なる整備に努める。

2. 社会人の学び直し環境の整備・充実

社会人の学び直しの機会をさまざまな地域において豊富に提供していくため、個別の大学の取り組みだけにとどまらず、ICT等を活用した広域間の連携を推進しながら、個々の大学の特色を生かしつつ、相互補完的に学び直しの内容を幅広く提供する。

また、社会人の学び直しとして求められている以下のような目的に資する教育プログラムの整備拡充を推進する。

- ・地方の活性化のために求められる知識・スキルを身につける教育プログラム
- ・女性の労働市場への積極的参画・復帰を支援できる教育プログラム
- ・非正規雇用から正規雇用へのキャリアアップを支援できる教育プログラム
- ・ローカルなニーズとグローバルなニーズをつなぐスキルを身につけるための教育プログラム 等

3. 地方における就職支援

U・J・Iターン^{*2}就職を含めて、大学卒業者の地方における就職支援を強化する。そのために、地方に所在する大学と地元の自治体や経済界との連携を一層深めるとともに、大都市に所在する大学を含む、大学と地方自治体や地方経済界との広域的・体系的な連携を推進する。その際、地方でのインターンシップや実習、フィールドワークの機会を組織的に展開する。

4. 雇用創出に関するシンクタンクとしての役割の強化

地方の雇用創出に対して、私立大学はシンクタンクとしての役割を強化するとともに、その取り組みや成果を学生の学びと成長にもつなげることを通して、雇用創出の促進と教育効果の向上とを同時に追求する。

その際、学生の地方における活動の推進に対して、障壁となっている制度上の課題の解消を促進する。例えば、「地方企業での長期インターンシップ」や「地域おこし協力隊」などの活動を目的とする休学期間中の学費設定に当たっての配慮を拡充するなど、大学の制度整備を進めるとともに、地方活性化推進のための規制緩和に当たっては、学生の地域における実習活動の促進が一層強められるよう働きかける。

5. 組織的・体系的なネットワークの拡大

地方活性化のために地方自治体を軸とした各地域における多主体間の連携・協力のプラットフォームの構築を呼びかけ、大学間の連携組織や私立大学に関係する諸団体が、そのプラットフォームと大学をつなぐ媒介役としての役割を強化する。

6. 大学が所在しない地域との連携・協力

大学が所在しない地域と私立大学との連携・協力の基盤強化を推進するとともに、私立大学のグローバル化の取り組みにより推進される国際的なネットワークや教育研究のネットワークを地方活性化に生かすための連携へと展開する。

7. 地方活性化のための連携・取り組みの安定性・持続性の確保

これまで各私立大学で行われてきた地方活性化のための連携・取り組みは、教職員個々人に依存したものが多くことから、安定性・持続性に乏しく、学内で認識が共有されていないため、人材不足に陥ることも少なくなかった。

効果的な連携・取り組みとするためには、学内の教育活動・研究活動・全体をコーディネートする立場のセクションを介して大学全体が一体となって対応する必要があることから、地方活性化のための連携・取り組みを大学全体で組織的に実施する事業と位置付ける。

8. 地方活性化に係る事業推進システムの構築

地方活性化に係る連携・取り組みの推進に当たり、地域のニーズを掘り起こし、大学側の相応しい教育プログラムや研究資源を選定する「マッチング機能」、安定的かつ持続的に事業を展開する「コーディネーション機能」、大学と地方自治体等の役割を明確にする「包括的あるいは個別的な協定の締結」などの事業推進システムを構築する。

※1 ST比：教員一人当たりの学生比率。Student - Teacher ratio。

※2 U・J・Iターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

Ⅲ. 地方活性化に向けた国・地方自治体等に対する具体的提言

上記の地方活性化に向けた考え方及び具体的施策等を踏まえ、国・地方自治体等に対して以下の各政策を提言する。

提言1 国・地方自治体による地方活性化のための環境整備

1. 私立大学と国・地方自治体との連携強化

国政の最重点課題として「地方創生」が謳われる一方で、総務省、国土交通省、文部科学省等の政策は依然として縦割り型に企画・実行されており、全府省が一体となった体制が未成熟であることに加え、国と県・市区町村の連携も決して十分とはいえない。このため、国の各府省や地方自治体が地方活性化についての共通認識を醸成し、私立大学と地方との具体的連携が円滑に進められるよう一層の連携強化が図られる必要がある。

2. 私立大学と地域をつなぐプラットフォームの整備

地方活性化が全国各地で遍く果たされるためには、地域に所在する大学の取り組みに加えて、キャンパスが立地する地域を越えた取り組みも必要となる。各地域固有のニーズや課題に適切に対応するためには、地元か遠隔地かを問わず、全私立大学が有する多様かつ特色ある教育研究資源を全国の地方活性化に有効に活用できる仕組みが必要である。このため、情報共有とマッチングのためのプラットフォームが府省連携により整備されることが望まれる。

3. コーディネート人材の育成

地方活性化の課題の一つに、地方自治体、企業、NPO等の諸機関と大学の諸事業をコーディネートする人材の不足があげられる。そうした専門的人材を育成し、地方自治体等の諸機関と大学への配置や、専門的人材を核とする組織の設置に向けて、地域と大学の協力体制の実現と、そのための制度整備が求められる。

提言2 私学助成における地方活性化に対する貢献を重視した施策の推進

1. 私立大学等経常費補助金の補助率2分の1の実現

私立大学は、その人的・知的資源を活用して、地域の雇用創出や文化創造をはじめ、観光・産業振興への貢献、地域の課題解決の促進など、地域活性化の力強いエンジンとなる。こうした私立大学の教育研究について一層の充実・強化を図るため、まずは基盤的経費である私立大学等経常費補助金の補助率について、1975年（昭和50年）の私立学校振興助成法制定時における参議院附帯決議で示された2分の1助成を目指して速やかに改善を求める。

2. 私学助成配分基準の撤廃

地方に立地する大学の「定員割れ」には、都市部に大学・企業・政府機関が集中していることに起因する、地方からの人口流出という都市と地方の構造的な問題が大きく関係している。

これに起因する「定員割れ」によって、地方や中小規模の私立大学の私学助成が減額・不交付となる現状は、地方創生政策に逆行しているともいえる。現行の私学助成の配分における「収容定員未充足の場合の経常費補助金の減額、特に充足率 50%以下の場合の不交付」となる基準の撤廃を求める。

3. 私学助成における「社会貢献係数（仮称）」の導入

私立大学の地方創生に対する貢献をさらに“加速”させるため、例えば、若者を地方に定着させるなど、地方ほど大学が立地することによる社会的・経済的意味が大きいとの認識から、私学助成（一般補助）の配分において、大学が立地する地域の人口や年齢構成、市民・県民所得、県・市の進学率や就職率などの指標をもとに大学の貢献可能性を算出した「社会貢献係数（仮称）」^{※3}を導入するなど、私学助成全体に大学の社会貢献度を反映させる。

提言3 地方活性化に向けた学生に対する財政的支援

1. 教育寮整備等への支援

地方で学生が安心して学び、また、広域間の大学連携による都市と地方の学生交流を行うためには、複数大学による共同利用も含め、教育寮の整備など学習環境の充実が重要であり、このための財政措置が必要である。

併せて、公営団地等の空き室等を活用した地域住民と学生との交流活動の萌芽も各地で見られる。この更なる促進に向けた、運営面・財政面での地方自治体等の支援を期待する。

2. 新たな就学支援金制度創設及び教育に係る経費への公正な支援

都市部との経済格差が顕著な地方では、家庭の経済事情により若者の高等教育への進学機会が奪われている。その格差の是正に向けては、大学生を対象とした新たな「就学支援金」制度の創設や、所得連動返還型の無利子奨学金制度の速やかな改善・充実など、ベストミックスの奨学金制度が整備されなければならない。

また、大学生一人当たりの政府補助金額には国私間に大きな隔たりが存在するが、国公私いずれの大学生であっても、等しくわが国の未来を支える「人財」であることに違いはない。よって、学生の教育に係る国の財政的支援経費については、設置形態の別にかかわらず、等しく公平に支援されることが必要である。

特に、国公立大学間に厳然と存在する授業料格差は、学生のみならず社会人が必要とする教育を受ける際にも大きな障壁となっている。この格差是正に向けた国立大学法人運営費交付金、地方交付税、私立大学等経常費補助金のあり方について速やかな検討が求められる。

3. 地方活性化のための活動費の支援

国や地方自治体と大学が連携して地方活性化を推進する上で、各私立大学が苦慮しているのは学生の活動費であり、地方活性化のための教育経費をはじめ、地域で活動するための旅費や宿泊費については学生の負担に頼らざるを得ないのが現状である。この点を改善するため、国及び地方自治体には自由度の高い包括的補助金や助成金交付の検討が望まれる。

特に、遠隔地域との連携の推進では、学生の活動費のみならず、事業のコーディネータ等の活動費を含む包括的な補助金等の整備が不可欠である。

提言4 生涯学習社会の早期実現

地方の再生、すなわち、地方の生産性を高め、地方ならではの付加価値を生み出すためには、地方の人びとがそのライフサイクルの必要な時に、いつでも大学で教養や課題解決の方法等について手厚い教育が受けられる仕組みが必要となる。社会経済環境の変化が急速な現在、生涯にわたっていつでも学び直しの機会を得られることが、社会全体の活力の維持のためには不可欠である。その学び直しの中心は大学であり、人生のさまざまな節目に大学があり、人びとの人生展開の拠点となる。

このような生涯学習社会の実現のためには、キャリア中盤での学び直しを雇用制度に組み入れていくこと、横断的労働市場の形成、学習成果の適切な社会的評価など、社会の仕組みの変化の後押しを求めるとともに、大学における学び直しの仕組みの構築が必要であり、そのための制度・環境整備に係る助成金の検討が求められる。

提言5 高等教育のグランドデザインの構築

グローバル社会への対応、人口減少社会の到来、財政赤字の健全化など、わが国が直面する多様な社会的課題の解決が希求される中で、同時に地方創生を成し遂げていくためには、大学の機能・規模等について、これまでの「官から民へ」の国の政策動向を踏まえた高等教育のグランドデザインを策定する必要がある。

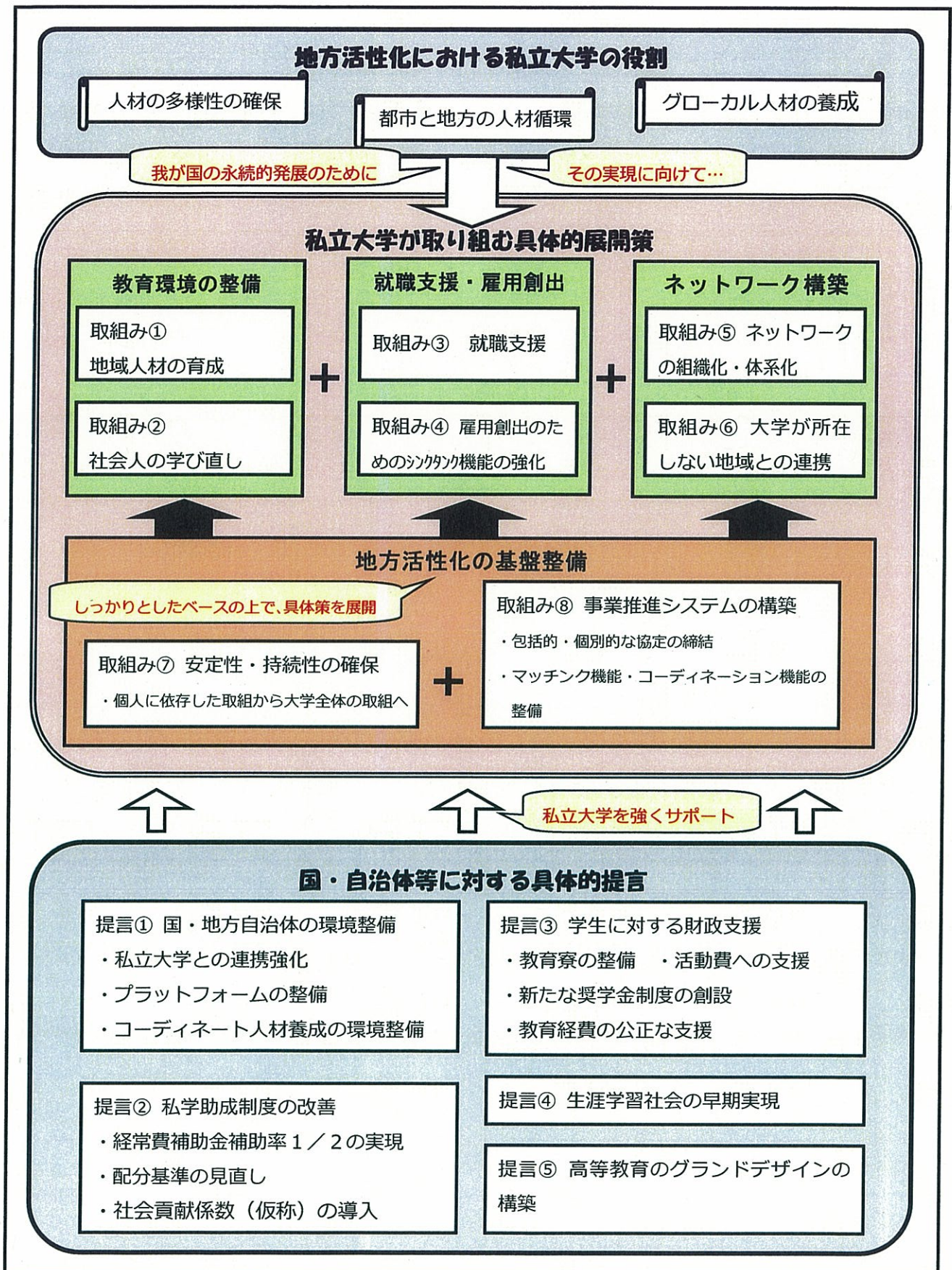
高等教育のグランドデザインの構築に当たっては、①研究機能への特化や学部段階の教育の縮小・再編など、国立大学の機能・役割の根本に立ち返った再定義と分化や規模・配置の適正化、②公立大学の存在意義の再検討と、規模・配置の適正化を実現するとともに、③経済的合理性^{※4}を有するとともに、地域の特性に基づき、多様な価値追求によって地域を牽引するリーダー及び中間層を育成する私立大学を高等教育の基幹に据えた「高等教育のパラダイムシフト(構造的な大転換)」が実現されなければならない。

なお、その際に大学の定員増に対する考え方や規模別・設置者別の大学設置基準の設定などもあわせて検討される必要がある。

※3 社会貢献係数(仮称):資料編6(『私学助成(一般補助)に「社会貢献」係数の導入を』)及び7(『一般補助計算式の概要』)参照

※4 経済的合理性:私立大学は独立した経営単位として、資源の大半を自主財源にもとづいて自律的に運営されて初めて存続できる。それにより必然的に内部的にも、社会的にも経済合理性が確保されている。

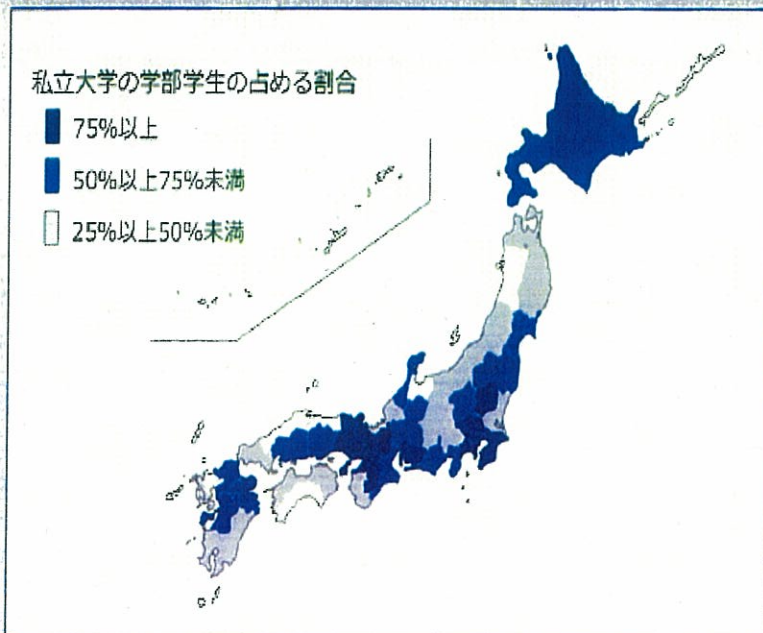
【本書の骨子】



資料編

地域の振興・活性化に貢献する私立大学

私立大学の学部学生数の割合(都道府県別)



学部学生の約8割の教育を担う私立大学は、全国各地に設置され、地域の振興・活性化に貢献しています。

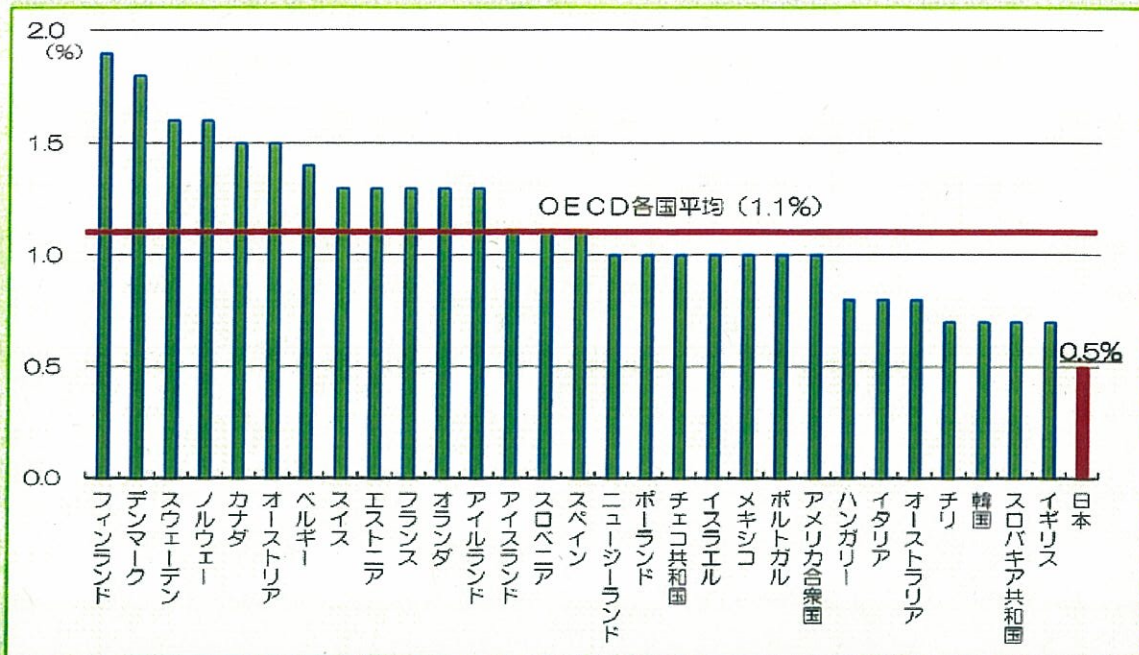
グローバルな視点から地域社会の発展を支える私立大学へより一層の支援が必要です。

文部科学省「平成25年度学校基本調査報告書」より作成

(出典)日本私立大学団体連合会:わが国の知識基盤社会を先導し、地域に貢献する私立大学・短期大学「資料編」

日本の高等教育機関への公財政支出の現状と私立大学

高等教育機関への公財政支出の対GDP比 (2010年)



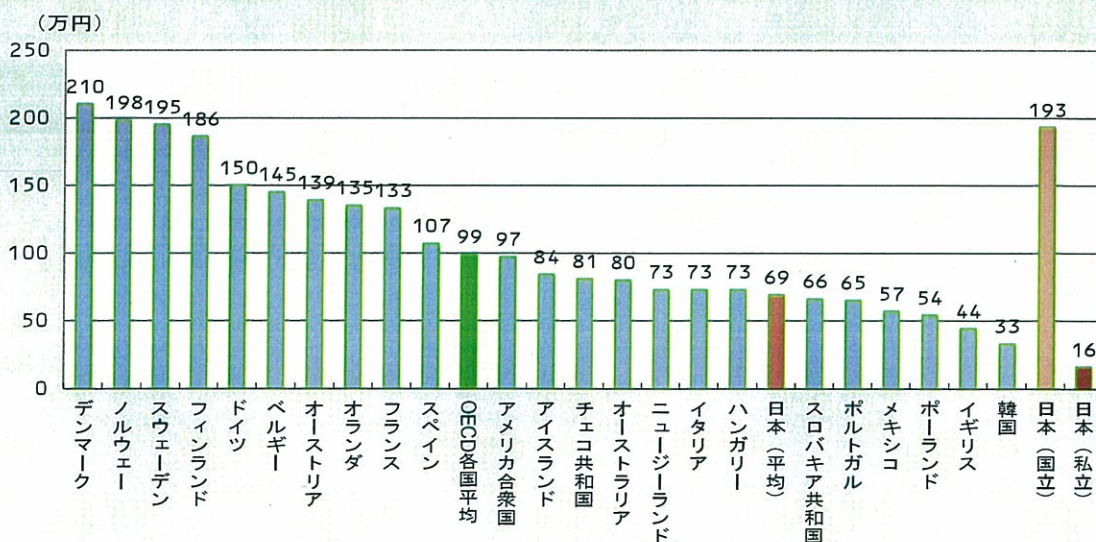
「図表でみる教育 OECD インディケーター (2013版)」より作成

わが国の高等教育段階における公財政支出の対GDP比は0.5%であり、OECD加盟31か国中最下位という現状です。

(出典)日本私立大学団体連合会:わが国の知識基盤社会を先導し、地域に貢献する私立大学・短期大学「資料編」

2

学生一人当たり公財政支出[OECD各国:高等教育機関](2011年)



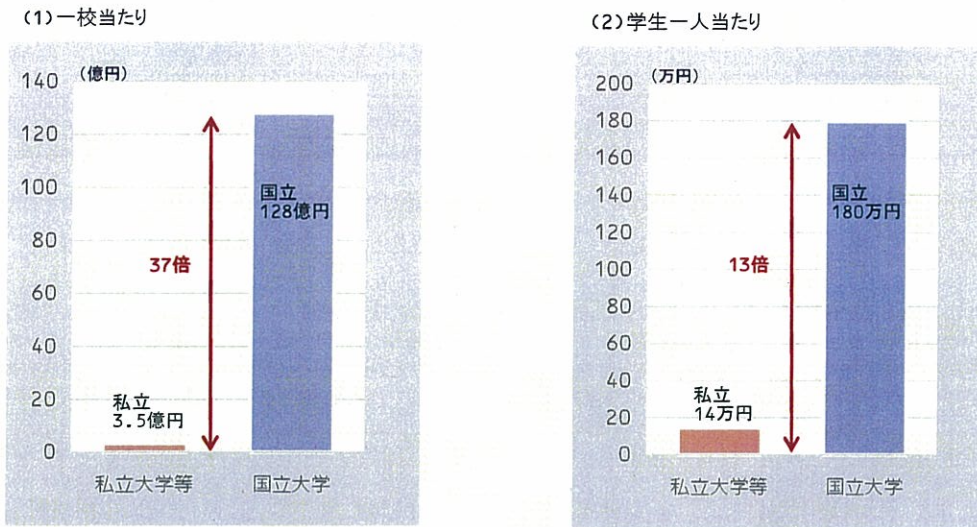
※OECD Statistics[Education and Training][Financial and human resources invested in education]より作成(2011年データ)。
 ※OECDは、日本の公的・私的機関別の学生一人当たり公財政支出は公表していない。そのため、国立については、国立大学法人運営費交付金、国立大学教育研究特別整備費、国立大学法人等施設整備事業から計算。私立については、私立大学等経常費補助、私立大学等教育研究活性化設備整備事業、私立学校施設設備費から計算(いずれも2011年度予算、補正予算を除く)。
 ※OECDのデータは各国通貨による算定結果を購買力平価(PPP)で米ドル換算したものであり、その額に日本のPPPレート(107.5円)を掛けて円に換算した。

○ 学生一人当たりの公財政支出は、国立大学193万円に対し、私立大学は16万円となっており、約12倍の格差(2011年)があります。

(出典)日本私立大学団体連合会:平成28年度私立大学関係政府予算に関する要望「データ編」

3

公費投入額の国私間格差(平成25年度)



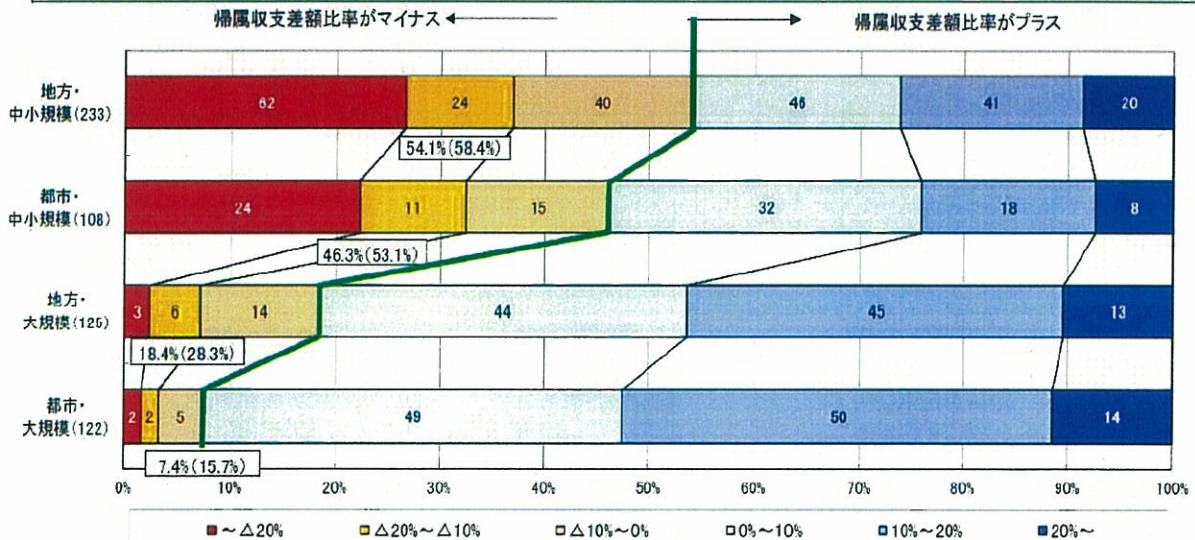
※文部科学省『平成25年度予算の支出状況等の公表』より作成
 ※私立大学等：私立大学等経常費補助金、私立大学等研究設備整備費等補助金、私立大学教育研究活性化設備整備費補助金の計を大学・短期大学の学校数・学生総数で除し算出(復興特別会計を除く)
 ※国立大学：国立大学法人運営費交付金、国立大学法人先端研究等施設整備費補助金、国立大学改革強化推進補助金、国立大学法人設備整備費補助金の計を大学数・学生総数で除し算出

○ 私立大学等の一校当たりの公費投入額は、3.5億円であり、国立大学一校当たりの約37分の1しか投入されていません。

(出典)日本私立大学団体連合会：平成28年度私立大学関係政府予算に関する要望「データ編」

帰属収支差額比率の大学類型別の分布

- ① 帰属収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。
- ② 一方、大規模大学では、8割以上の大学でプラスとなっている。



帰属収支差額：学納金、寄付金等の自己収入から、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金等現金支出を伴わないものを含む)を差し引いたもの。

- ・都市：政令指定都市、東京23区
- ・地方：上記以外
- ・大規模：在籍学生数が2,000人以上
- ・中小規模：在籍学生数が2,000人未満

(なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す)
 ※ [] は帰属収支差額比率がマイナスの割合で()は前年度の割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	233	39.6	201,153	9.7
都市・中小規模	108	18.4	93,490	4.5
地方・大規模	125	21.3	685,285	33.2
都市・大規模	122	20.7	1,083,440	52.6
計	588	100.0	2,063,368	100.0

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成25年度版)」

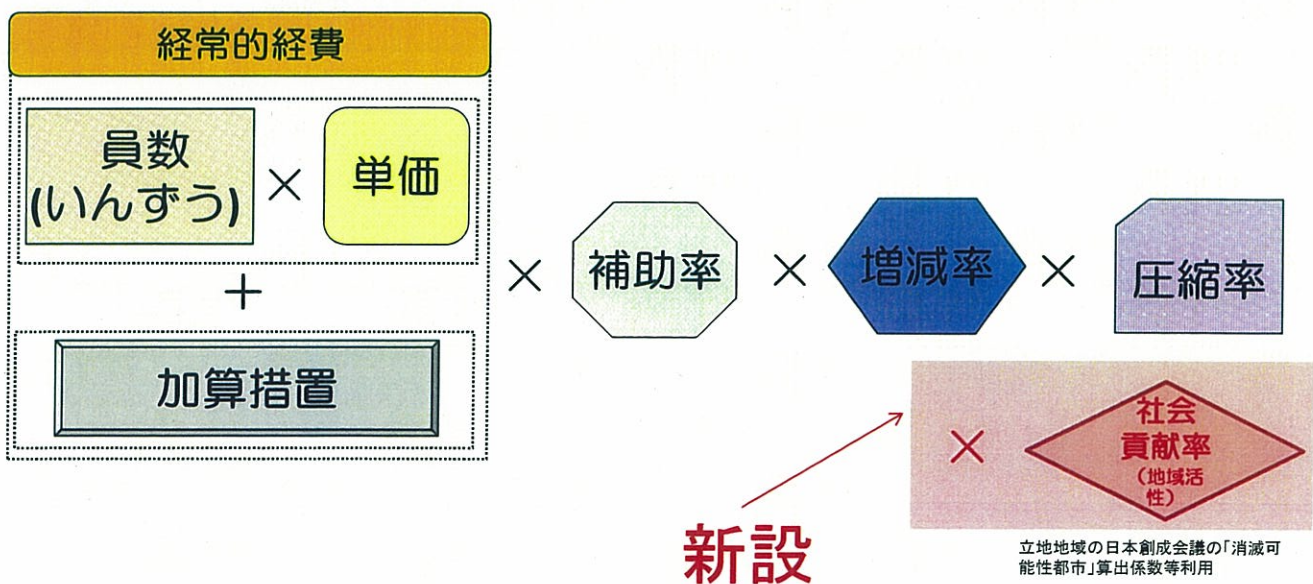
(出典)文部科学省「私学行政の現状・動向と課題」

私学助成(一般補助)に「社会貢献」 係数の導入を

- 平成17年1月の中教審答申『我が国の高等教育の将来像』では、**大学の第三の使命として「社会貢献」**が提起された。
- これを受け、各大学は社会貢献、地域貢献活動を強化している。
- また、教育基本法においては、第七条に「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、**これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする**」と謳っている。
- しかし、これに伴う私学助成については、私学振興助成法では、「**教育又は研究に係る経常的経費(第四条)**」の補助となっており、一般補助について計算式には「社会貢献」に係る係数は入っていない。(特別補助や私大等改革総合支援事業で配慮されているが恒常的なものではない)
- よって、大学の第三の使命「社会貢献」を、私学助成(一般補助)にも十分に反映させつつ、昨今の地方創生に鑑み、主に地方の私立大学により十分な社会貢献活動を担ってもらうため、以下のとおり、**私学振興助成法の改正、それに伴う一般補助の「社会貢献」係数の創設を提案する。**

6

一般補助 計算式の概要



「社会貢献」をどのように考えるかは、その時の政府の政策に依る。現在は、「地方創生」に合わせて「地域活性」のようなものとする。

7

委員名簿

高等教育改革委員会

委員長	黒田 壽二	金沢工業大学	学園長・総長
委員	小原 芳明	玉川大学	理事長・学長
	金尾 朗	昭和女子大学	副学長
	鎌田 薫	早稲田大学	総長
	楠見 晴重	関西大学	大学長
	國枝 マリ	津田塾大学	大学長
	小出 忠孝	愛知学院大学	学院長
	佐藤 東洋士	桜美林大学	理事長・総長
	仙波 憲一	青山学院	前大学長・教授(平成27年12月辞任)
	森田 嘉一	京都外国語大学	理事長・総長
	森本 正夫	北海学園大学	理事長
	吉岡 知哉	立教学院	大学総長

地方活性化(地域共創)問題に関する小委員会

主査	佐藤 東洋士	桜美林大学	理事長・総長
専門委員	柏木 正博	大正大学	専務理事
	住吉 廣行	松本大学	学長
	谷岡 一郎	大阪商業大学	理事長・学長
	鶴 衛	広島工業大学	理事長・総長・学長
	廣瀬 克哉	法政大学	常務理事・法学部教授
	松本 亮三	東海大学	観光学部長